

第4回 熊本都市計画事業
益城中央被災市街地復興土地地区画整理審議会
議案書

日時 令和元年（2019年）5月28日（火）
午前10時から
場所 益城町役場仮設庁舎2階応接室

益城中央被災市街地復興土地区画整理審議会付議案件

議案第6号 評価員の選任について（同意事項）

議案第6号

評価員の選任について

標記について、土地区画整理法第65条第1項の規定により、熊本県知事から次のとおり付議されたので、審議を求めます。

評価員の変更（熊本地方法務局における人事異動に伴うもの）

氏名	職名
(新) <small>ますだ のぶひろ</small> 益田 信博	熊本地方法務局次席登記官
(旧) <small>つる まさひこ</small> 水流 正彦	

【参考】

1 現在の評価員名簿（50音順）

氏名	職名
<small>さかい あきひこ</small> 酒井 章彦	菊陽町税務課長
<small>しおもと かずまる</small> 塩本 一丸	地域鑑定コンサルタント代表
<small>つる まさひこ</small> 水流 正彦	熊本地方法務局次席登記官

2 評価員について

土地区画整理法第65条第1項において、「知事は、県が法第3条第4項の規定により施行する土地区画整理事業ごとに、土地又は建築物の評価について経験を有する者3人以上を、審議会の同意を得て、評価員に選任しなければならない。」と規定されています。

また、当地区においては、益城中央被災市街地復興土地区画整理事業施行条例第20条により、「法第65条に規定する評価員の定数は3人とする。」と定めています。

3 評価員の役割

評価員の役割については、土地区画整理法第65条第3項において、「県は、換地計画において清算金若しくは保留地を定めようとする場合又は減価補償金を交付しようとする場合においては、土地及び土地について存する権利の価額（中略）を評価しなければならないものとし、その評価については、第1項の規定により選任された評価員の意見を聴かなければならない。」と規定されています。